

池田町子どもの読書活動推進計画

平成23年度～平成27年度
(平成24年度一部改正版)



池田町教育委員会

目次

はじめに	1P
第 1 池田町子どもの読書活動推進計画の基本的考え方	1P
1 計画策定の目的	1P
2 計画策定の基本	1P
3 計画の目標	2P
(1) 子どもの読書活動の環境づくり	2P
(2) 学校、地域社会が連携した読書活動を推進するための事業展開	2P
4 計画期間	2P
第 2 子どもの読書活動推進施策の項目	2P
第 3 子どもの読書活動推進のための方策	2P
1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進	2P
(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	3P
① 家庭に対する読書活動の推進	3P
② 図書館での読書活動の推進	3P
③ 幼稚園・保育所での子どもの読書活動の推進	3P
④ 地域に対する子どもの読書活動の推進	4P
(2) 学校での読書活動の推進	4P
① 子どもの読書習慣の確立と読書指導の充実	4P
② 学校図書室を活用した教育の推進	4P
2 施設・設備などの諸条件の整備・充実	4P
(1) 公立図書館の資料・設備等の充実	5P
(2) 学校図書室の資料・設備等の充実	5P
3 読書活動推進ネットワークの整備	5P
(1) 学校図書室と公立図書館の連携	5P
(2) 幼稚園・保育園と公立図書館の連携	6P
(3) 保健センターと公立図書館の連携	6P
4 子どもの読書活動に関する理解と普及	6P
5 施策推進のための課題	6P
(1) 行政内部の推進体制の調整	6P
(2) 計画推進の要、図書館の充実	6P
資料	
「子どもの読書活動の推進に関する法律」	7・8P
「衆議院文部科学委員会における附帯決議」	8P
「文字・活字文化振興法」	9・10P

はじめに

現代の日本の子どもたちが置かれている生活環境は、世界的に見ても豊かで恵まれています。しかし、その一方で子どもが関わる犯罪の増加、悪質化が大きな社会問題となっており、今、心の教育の必要性が強く叫ばれています。

そこで、子どもの読書活動の推進に関する法律の基本理念には「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである」とうたわれています。子どもが自己形成を果たす上で読書の重要性は大きいと言えます。

読書は周りの人とのよりよいコミュニケーションを築く上で欠くことのできないものです

読書活動は一見、他人との関わりを持たない極めて個人的な営みに思われます。しかし、乳幼児期の読書では他人からの、特に親からの働きかけによって行われるもので、子育てに本を取り入れることは、親子の絆を深め言葉を磨く極めて有効な手段と言えます。

また、読書で得た知識や内容を読み取る理解力が、周りの人との関係や会話に広がりや脈絡を持つ力になります。読書は自らが積極的に意味を理解しようとする姿勢を持たなければならない作業であるのと同時に、習慣化することで自分の気持ちの整理や周りの人の考え方を養えるものと言えます。

読書は体験の意味を深め、より豊かな経験に高める力を持ちます

読書はいろいろな体験をする動機づけを得ることができます。実体験の前に読書をしていることは体験の質を高くすることができ、実体験後の読書は、自分の体験の意味を確認する上で大変重要なことです。

子ども時代の自己形成は、自立してからの大きな生きる糧となります。子どもたちの幸せを願い、そのための環境を社会全体で整備していく必要があります。読書活動を推進していくことは、意義のある取り組みであり、幼児期からの成長過程において継続的に行う必要があると考えます。

第 1 池田町子どもの読書活動推進計画の基本的考え方

1 計画策定の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年12月12日公布、制定されました。第2条では、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と基本理念を述べています。

池田町では、これまで子どもの読書へのさまざまな取り組みを進めてきましたが、今後は法律の基本理念を尊重し、さらには、子どもが自主的に読書活動ができるように、地域社会全体で環境整備を図っていく必要があります。

2 計画策定の基本

本計画は次のような考え方を基本に策定します。

- (1) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」を策定の基本とします。
- (2) 国及び北海道で策定した基本計画を参考にします。
- (3) 「子どもの読書活動」を促進するための諸条件を整備します。
- (4) 新たな施策に限らず、既定の継続事業についても見直しを行い、計画を含め、継続・拡充をします。

3 計画の目標

楽しい読書を推進するため、子どもの読書活動に関する総合的・計画的な環境整備を進めます。

(1) 子どもの読書活動の環境づくり

乳幼児期からの読書に親しむ機会を作り、小学生からの読書習慣を形成していくために、環境づくりを支援します。

(2) 学校、地域社会が連携した読書活動を推進するための事業展開

読書の喜びや楽しさを伝えるため、小中学校への読書啓発事業を展開します。子どもの読書活動に関する理解や関心を深めるため、地域の読書活動グループの活動や交流を支援し、関係団体、機関相互の連携を深めます。

4 計画期間

池田町教育基本計画との整合性を図るため、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

第2 子どもの読書活動推進施策の項目

1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭・地域に対する読書活動の推進

(2) 学校での読書活動の推進

2 施設・設備などの諸条件の整備・充実

(1) 公立図書館の資料設備の整備・充実

(2) 学校図書室の資料・施設の充実

3 読書活動推進ネットワークの整備

(1) 学校図書室と公立図書館の連携

(2) 幼稚園・保育園等と公立図書館の連携

(3) 保健センターと公立図書館の連携

4 子どもの読書活動に関する理解と普及

5 施策推進のための課題

(1) 行政内部の推進体制の調整

(2) 計画推進の要、公立図書館の充実

第3 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

【現状】

池田町における読書傾向は、公立図書館での貸出し数を見る限り少なくはない状況です。さらには、ボランティアの活動組織が中心となり、読み聞かせや人形劇などの活動を活発に行い、幼児から児童に至る子どもたちの読書環境づくりに大きな成果を上げています。親子の温かい人間関係を育み、感性を磨いて子どもの精神的安定やさまざまな出来事での自己表現をしていくためにも、読書活動を積極的に推進することが大切です。

表一1

池田町図書館における読書傾向（※平成23年度実績）	
・ 1人あたりの貸出し冊数	4,63冊
・ 年間の延貸出人数 成人	8,443人
・ // 幼児・児童	2,059人

池田町内におけるボランティア組織と活動	
・ E本よもう! どんねこ倶楽部	：読み聞かせ、紙芝居の実演
・ ぱべっとくれよん	：人形劇、手品の実演

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

① 家庭に対する読書活動の推進

家庭では、親や家族と一緒に本を楽しむことで日常生活を通して読書習慣を形成し、子どもが読書に親しむ生活環境ができます。子どもが読書に対する興味を持つために、いつも身近に本がある環境、そして家族、特に親や周囲の大人の皆さんが読書を楽しむ姿を見せることも重要です。

【具体的な取り組み】

- ・ テレビに子守をさせず、親子と一緒に読書を楽しむコミュニケーションの時間を推奨します。
- ・ 9、10ヵ月健診児を対象とした読書習慣の取り組み「ブックスタート」事業を行います。

② 図書館での読書活動の推進

図書館は、町民の皆さんが読みたい本を探し、読書の楽しみを得ることができる場所であるとともに、読書全般に関する皆さんの相談や要望に応じる施設として、重要な役割を担っています。また、本の情報を手軽に入手でき、選びやすく借りやすい環境を作れるよう、広く情報提供する必要があります。読書を推進する団体やグループを支援したり、図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、学習機会の提供を行ったりすることも大切な役割だと考えます。

【具体的な取り組み】

- ・ 親子で図書館を訪れて本を選んだり、読み聞かせやお話会に参加できたりするよう図書館行事を充実し、啓発活動を図ります。
- ・ テーマ別の本のリストを作成し、子どもの発達に応じた本の紹介、読書相談を行います。
- ・ 多様な本の展示を行い、興味の対象を広げ深める手助けをします。
- ・ 読書の大切さを理解してもらうための講演会や、家庭での取り組みを知ってもらうための実践的な講座を開催します。
- ・ 読み聞かせや読書を推進する団体に、場所や機会の提供を行います。
- ・ 他の図書館と連携し、情報交換や本の相互貸借を行うことで、速やかに本や情報を提供します。
- ・ 子どもたちが地域の歴史、文化を学習できる資料を収集・保存します。

③ 幼稚園・保育園での子どもの読書活動の推進

遊びの中に絵本や物語を取り入れることで、子どもたちの言葉は磨かれ、未知のものに対する興味や好奇心が高められ、感性が養われます。

【具体的な取り組み】

- ・ 身近に絵本があるような環境を作ります。

- ・遊びの中に絵本や物語などを積極的な活用していきます。
- ・自然体験的な活動に図鑑などの活用を工夫します。

④ 地域に対する子どもの読書活動の推進

地域においては、まず成人の皆さんの読書活動の推進を重点に行います。成人の皆さんが余暇を生かした読書や自主的学習のための読書活動を展開することは、さまざまな知恵と知識を地域にもたらし、地域全体の活性化へとつながっていきます。また、子どもたちが読書への関心と興味を持つ原動力の一つは、大人の皆さんが読書をしている姿や読書活動に取り組む熱意に触れることであり、子どもの読書活動推進にとっても重要です。地域の皆さんが読書に取り組むことによって「読書の町」を推進します。

【具体的な取り組み】

- ・1日1ページ読書運動を呼び掛けます。
- ・関係団体と連携し、団体貸出の本の充実を図ります。
- ・古本リサイクル市を開催して、図書館の除籍図書を提供し、図書の有効活用を図ります。
- ・地域への情報発信基地として、さまざまな分類の図書を提供するとともに、読書に関する講座などの事業を実施、奨励します。
- ・読書グループの活動の場や機会を提供します。

(2) 学校での読書活動の推進

【学校の役割】

学校は、子どもにとって勉強を学ぶ場であると同時にほかの人との集団生活の中で倫理観や他の人への理解力を養う大事な人間形成の場です。この時期に読書習慣を確立することは、自己形成に大きく影響するとともに、学力の助けになることは疑いのないことです。子どもたちが学校で読書の習慣を身につけられるよう読書指導を充実する必要があります。

① 子どもの読書習慣の確立と読書指導の充実 — 時間・場・機会の確保と充実 —

【具体的な取り組み】

- ・子どもが読書の習慣を身につけるために「朝読書」などの定期的な読書時間や読み聞かせなどの読書活動を日常の教育活動に取り入れるなど、読書の楽しさを味わうことができるような時間や機会を充実します。
- ・図書担当教諭が、専門性を高められ、学校図書室の運営に生かすための支援を行います。

② 学校図書室を活用した教育の推進

【具体的な取り組み】

- ・図書室の利用方法や読書の楽しさを入学時に案内するなど、図書室を利用した教育の推進を図ります。
- ・学校図書室及び資料の利用方法を児童に覚えてもらうことにより主体的に学習する能力を育成します。情報活用能力を高めることにより、各教科学習や調べ学習などを充実させ、計画的継続的な利用を促します。

2 施設・設備などの諸条件の整備・充実

【現状】

町内における図書館の設置状況や蔵書状況は下記のとおりです。図書館機能の一層の充実・拡大を図ります。また、公立図書館では、大人の皆さんにも読書活動に対する理解・関心を高めてもらうた

め、展示の工夫など館内環境整備にも努めます。

表一2

池田町図書館における蔵書数（※平成23年度実績）

- ・一般書 29,419冊(町民1人当たりの蔵書数6.05冊)
- ・児童書 16,388冊

図書館(室)・文庫の設置状況（※平成24年度現在）

- ・公立図書館 1館
- ・学校図書室 小学校3校 中学校1校 高校1校
- ・公立図書室 高島支所

(1) 公立図書館の資料・設備の整備等の充実

利用の促進において、資料・施設の整備充実が必要不可欠なことは間違いありません。資料の整備の中で、親が子どもに図書館へ行かせたいくなるような図書等を揃えることが重要です。また、町民の皆さんが求める情報を得やすくするための環境整備も重要だと考えます。

【具体的な取り組み】

- ・子どものための絵本、図鑑などを多く揃えるほか、親の知的好奇心を高めるため、育児に役立つ本を充実させて、子育てや教育に役立てるようにします。
- ・多目的トイレやオムツ交換台の設置など親が乳幼児と一緒に、安心して利用できる環境を整備します。
- ・図書館の司書の研修を充実して、町民の皆さんが要望する情報をいち早く収集します。

(2) 学校図書室の資料・設備等の充実

子どもたちが日常的に読書を楽しめる場であるとともに、読書活動や読書指導の場として学校図書室は重要な役割を果たしています。

【具体的な取り組み】

- ・休日等の学校図書室の開放や読書ボランティアなどの活用を検討します。

3 読書活動推進ネットワークの整備

【現状】

現在町立図書館では、読み聞かせや紙芝居などの活動をすすめるボランティアグループとの連携を図っていますが、施設が手狭なため、十分な活動の場を提供できない状況です。また、子どもの読書活動を担う主な機関である学校とも読書活動推進のための連携を持ち、子どもに豊かな読書環境を提供できるよう努めています。

表一3 池田町立図書館運営規則

- ・個人貸出 1人 10冊まで 15日以内
- ・団体貸出(学校など) 1団体50冊まで 1か月以内
(池田町に本拠を置く事業所、機関、又は団体)

(1) 学校図書室と公立図書館の連携

子どもたちにとって最も身近で、より多くの本に接することができる場として学校図書室・公立図書館は欠くことのできない存在です。子どもたちが両方の図書施設をよりよく利用することは一層の読書

活動を推進することにつながります。

【具体的な取り組み】

- ・入学時などに、公立図書館の利用案内を行う機会を持ち、利用方法、マナーを身につけることでよりよい利用を促進します。
- ・学校図書室の要望に応じて総合学習、教科学習で使用する図書の貸出しを行います。
- ・学校図書室担当者と公立図書館担当者が意見交換を行い、よりよい推進に努めます。

(2) 幼稚園・保育園等と公立図書館の連携

乳幼児の教育や保育の現場である幼稚園、保育園と連携を図ることにより、子どもたちはよい絵本に接する機会ができ、家庭への働きかけにもつながります。

【具体的な取り組み】

- ・幼稚園・保育園へ図書の団体貸出を行うことで、より多くの絵本や物語に接する機会が得られます。

(3) 保健センターと公立図書館の連携

子どもたちの心と体の健康を守る専門職員と公立図書館が連携を深め情報交換することで、子どもたちが置かれている状況や抱えている問題を把握することにより、よりよい推進ができます。

【具体的な取り組み】

- ・9、10ヵ月健診児を対象としたブックスタート事業での保健センター職員との連携。

4 子どもの読書活動に関する理解と普及

【現状】

公立図書館では、季節や社会の話題などに応じて関連する本の展示や、図書館だよりによる図書の紹介を行い、優良図書資料の普及をすすめています。よりよい推進を行うためにも、取り組み内容やその意義、重要性について町民の皆さんの理解や関心を深めることが大切です。

【具体的な取り組み】

- ・「子どもの読書週間」および「秋の読書週間」に事業を実施して、子どもの読書活動推進に対する広報、啓発に努めます。
- ・図書館だよりやホームページを利用した情報提供を行い、広報・啓発に努めます。

5 施策推進のための課題

計画を具体的に実行、実現させるためには、さまざまな行政内部と教育の立場からの学校と読書のサービス機関である図書館の体制整備が求められており、そのための課題を明らかにしておく必要があります。

(1) 行政内部の推進体制の調整

読書は本来、自主的に取り組まれるものですが、場所や時間、資料、支援等の環境を整える体制確保と条件整備は行政の役割です。「子どもの読書活動推進」の施策は一機関の取り組みだけでなく、他の分野の行政施策と連携されて、より効果を高める必要があります。事前の施策調整と協力体制を築くことが大切になります。

(2) 計画推進の要、図書館の充実

計画実行の具体化にあたっては、学校図書室、公立図書館の役割が大きな比重を占めます。計画推進の要となる図書館の機能充実が欠かせない課題です。特に「図書の充実」「担当職員の充実」が重要です。

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地元公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(親の役割)

第六条 父母その他の親は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進基本計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進基本計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するようつとめなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子どもの読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実を努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養（かんよう）並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢（けいたく）を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の

振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。